二　漁港漁場整備法の特例

1　農林水産大臣は、法第九条第一項の規定により復興漁港工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を公示しなければならないこととした。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を公示することとした。

2　法第九条第三項の規定により農林水産大臣が漁港管理者（漁港漁場整備法（以下この項において「漁港法」という。）第二五条の規定により決定された地方公共団体をいう。以下同じ。）である福島県に代わって行うことができる権限は、漁港法第三六条第一項において準用する漁港法第二四条第一項の規定により他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを一時材料置場として使用する権限等とすることとした。

3　2に規定する農林水産大臣の権限は、1の規定により公示された工事の区域につき、1の規定により公示された工事の開始の日から当該工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができることとした。ただし、一部の権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができることとした。

4　国土交通大臣は、法第一〇条第三項の規定により福島県知事に代わって一部の権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を福島県知事に通知しなければならないこととした。

5　法第一〇条第四項の規定により福島県が負担する金額は、復興砂防工事に要する費用の額（砂防法の規定による負担金があるときは、当該費用の額から負担金の額を控除した額。以下この項において「負担基本額」という。）から、福島県知事が自ら当該復興砂防工事を施行することとした場合に国が当該負担基本額を基準として福島県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とすることとした。（第三条及び第四条関係）

三　砂防法の特例

1　国土交通大臣は、法第一〇条第一項の規定により復興砂防工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を告示しなければならないこととした。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示することとした。

2　法第一〇条第三項の規定により国土交通大臣が福島県知事に代わって行う権限は、砂防法（明治三〇年法律第二九号）第八条の規定により砂防工事を施行させ、又は砂防設備の維持をさせる権限等とすることとした。

3　2に規定する国土交通大臣の権限は、1の規定により告示された工事の区域につき、1の規定により告示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができることとした。ただし、一部の権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができることとした。

4　国土交通大臣は、法第一〇条第三項の規定により福島県知事に代わって一部の権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を福島県知事に通知しなければならないこととした。

5　法第一〇条第四項の規定により福島県が負担する金額は、復興砂防工事に要する費用の額（砂防法の規定による負担金があるときは、当該費用の額から負担金の額を控除した額。以下この項において「負担基本額」という。）から、福島県知事が自ら当該復興砂防工事を施行することとした場合に国が当該負担基本額を基準として福島県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とすることとした。（第三条及び第四条関係）

四　港湾法の特例

1　法第一一条第三項の規定により福島県が負担する金額は、復興港湾工事に要する費用の額（港湾法（昭和二五年法律第二一八号）の規定による負担金があるときは、当該費用の額から負担金の額を控除した額。以下この項において「負担基本額」という。）から、福島県が自ら当該復興港湾工事を施行することとした場合に国が当該負担基本額を基準として福島県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とすることとした。（第五条関係）

五　道路法の特例

1　国土交通大臣は、法第一二条第一項の規定により復興道路工事を施行しようとするときは、あらかじめ、路線名、工事の区間及び工事の開始の日を公示しなければならないこととした。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示することとした。

2　法第一二条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の地方公共団体に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二七年政令第四七九号）第四条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる権限等とすることとした。

3　2に規定する国土交通大臣の権限は、1の規定により公示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができることとした。ただし、一部の権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができることとした。

4　国土交通大臣は、法第一二条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体に代わって一部の権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の意見を聴かなければならないこととした。

5　国土交通大臣は、法第一二条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体に代わって一部の権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通知しなければならないこととした。

6　法第一二条第四項の規定により同条第一項の地方公共団体が負担する額は、復興道路工事に要する費用の額（道路法又は地方道路公社法の規定による負担金があるときは、当該費用の額から負担金の額を控除した額。以下この項において「負担基本額」という。）から、当該地方公共団体が自ら当該復興道路工事を施行することとした場合に国が当該負担基本額を基準として当該地方公共団体に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額（7において「地方公共団体負担額」という。）とすることとした。

7　国土交通大臣は、法第一二条第一項の規定により復興道路工事を施行する場合においては、同項の地方公共団体に対して、負担基本額及び地方公共団体負担額を通知しなければならないこととした。負担基本額又は地方公共団体負担額を変更した場合も、同様とすることとした。（第六条及び第七条関係）

六　海岸法の特例

1　主務大臣は、法第一三条第一項の規定により復興海岸工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を公示しなければならないこととした。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示することとした。

2　法第一三条第三項の規定により主務大臣が海岸管理者（海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。以下同じ。）である福島県知事に代わって行う権限は、海岸法施行令（昭和三一年政令第三三二号）第一条の五第一項各号に掲げる権限等とすることとした。

3　2に規定する主務大臣の権限は、1の規定により公示された工事の区域につき、1の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができることとした。ただし、一部の権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができることとした。

4　主務大臣は、法第一三条第三項の規定により海岸管理者である福島県知事に代わって一部の権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を福島県知事に通知しなければならないこととした。

5　法第一三条第三項の規定により主務大臣が海岸管理者である福島県知事に代わって権限を行う場合においては、国は、福島県知事が自ら当該復興海岸工事を施行することとした場合に福島県が海岸法第三二条第一項の規定により負担すべき他の工事に要する費用の全部又は一部を負担することとした。

6　法第一三条第四項の規定により福島県が負担する額は、復興海岸工事に要する費用の額（海岸法の規定による負担金があるときは、当該費用の額から負担金の額を控除した額。以下この項において「負担基本額」という。）から、海岸管理者である福島県知事が自ら当該復興海岸工事を施行することとした場合に国が当該負担基本額を基準として福島県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とすることとした。（第八条及び第九条関係）

七　地すべり等防止法の特例

1　主務大臣は、法第一四条第一項の規定により復興地すべり防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を告示しなければならないこととした。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示することとした。